

時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				
機械器具製造業		大庭工業株式会社		〇〇市〇〇町〇-〇-1 (0000-0000)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	1ヵ月(毎月1日)	
① 下記②③のいずれにも該当しない労働者	取引先の都合等で臨時の業務を行う場合	営業	2人	1日8時間	3時間	40時間	200時間	平成11年4月1日から1年間
	月末の棚卸のため	経理	同上	同上	3時間	40時間	200時間	同上
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時受注・納期の変更の場合	機械組立	20人	同上	2時間	20時間	180時間	同上
	同上	検査	3人	同上	2時間	20時間	180時間	同上
③ 育児又は家族介護を行う女性労働者のうち延長することができる時間を短くすることを申し出た者	月末の棚卸のため	経理	1人	同上	2時間	1週6時間	150時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	
取引先の都合等で臨時の業務を行う場合		営業	2人	毎週土・日曜日及び国民の祝日	1ヵ月のうち2回、8:00~17:00		平成11年4月1日から1年間	
臨時の受注・納期の変更等の場合		機械組立	20人	別添付用紙で定める日	同上		同上	

協定の成立年月日 平成11年3月23日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職氏名

大庭工業株式会社労働組合執行委員長 鈴木伸明

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

平成11年3月25日

使用者

職氏名

大庭工業株式会社代表取締役 大庭 剛

〇〇

労働基準監督署長 殿



記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
  - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
  - 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第39条第1項の協定で定められた1日を超え3ヶ月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に關して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。

- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3ヶ月を超える变形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- ③の欄は、労働基準法第133条の特定労働者であって、その者に係る時間外労働を短いものとする使用者に申し出たものについて記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 届出には氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。